

四日市市選管規則第1号

四日市市選挙管理委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月26日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

四日市市選挙管理委員会規則の一部を改正する規則

四日市市選挙管理委員会規則（昭和41年四日市市選管規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事務局、事務局分室) 第15条 (略) 2 分室は、四日市市地区市民センター 条例（昭和57年四日市市条例第3号） の地区市民センターの所管区域ごとに 置く。	(事務局、事務局分室) 第15条 (略) 2 分室は、 <u>四日市市楠総合支所設置条 例（平成16年四日市市条例第24号） の四日市市楠総合支所の所管区域及び</u> 四日市市地区市民センター条例（昭和5 7年四日市市条例第3号）の地区市民セ ンターの所管区域ごとに置く。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(選挙管理委員会事務局)